

令和 7年 6月30日

次世代育成支援に向けた「一般事業主行動計画」の公表について

社会福祉法人長幼会は、令和7年3月31日付けで、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を作製し、神奈川労働局に届け出ました。

次世代育成支援対策推進法は、令和17年3月まで10年間延長され、より実効性を高め、男性の育児休業取得等をはじめとした仕事と育児の両立支援に関する事業主の取り組みを一層促進することとしております。

社会福祉法人長幼会では、平成27年4月より「行動計画」を策定し、対策を図ってまいりました。現在女性の育児休業取得率は100%と対策を図ってきており、今後も引き続き男性も含めた「仕事と生活の両立」に向けて取り組んでまいります。

なお、策定いたしました「行動計画」の内容については以下のとおりです。

社会福祉法人 長幼会
理事長 水 野 恭 一